

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月6日提出
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伴 雄司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【事務連絡者氏名】	高橋 秀嗣
【電話番号】	03-6256-9135
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年510円目標 取崩し型） 東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年5%目標取崩 し型）
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 各ファンド300億円を上限とします。 (2)継続申込額 各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

東海東京スビー・リタイアメントファンド（年510円目標取崩し型）

東海東京スビー・リタイアメントファンド（年5%目標取崩し型）（以下、それぞれまたは総称して「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

- ① 当初申込期間：各ファンド300億円を上限とします。
- ② 継続申込期間：各ファンド1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

- ① 当初申込期間：1口当たり1円とします。
- ② 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

- ① 当初申込期間：2024年12月23日から2025年1月31日までとします。
- ② 継続申込期間：2025年2月3日から2025年12月10日までとします。
 - ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（９）【払込期日】**① 当初申込期間**

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、主として外国投資信託Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資を通じて、主にインカムゲインを確保しつつ、値上がり益を加えた安定的な収益の獲得を目指します。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
債券	年4回		ファミリーファンド	あり
一般		北米		()
公債	年6回			
社債	(隔月)	欧州		
その他債券				
クレジット属性	年12回	アジア		
()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々			
		中南米	ファンド・オブ・	なし
その他資産	その他		ファンズ	
(投資信託証券	()	アフリカ		
(株式・債券))				
資産複合		中近東		
()		(中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

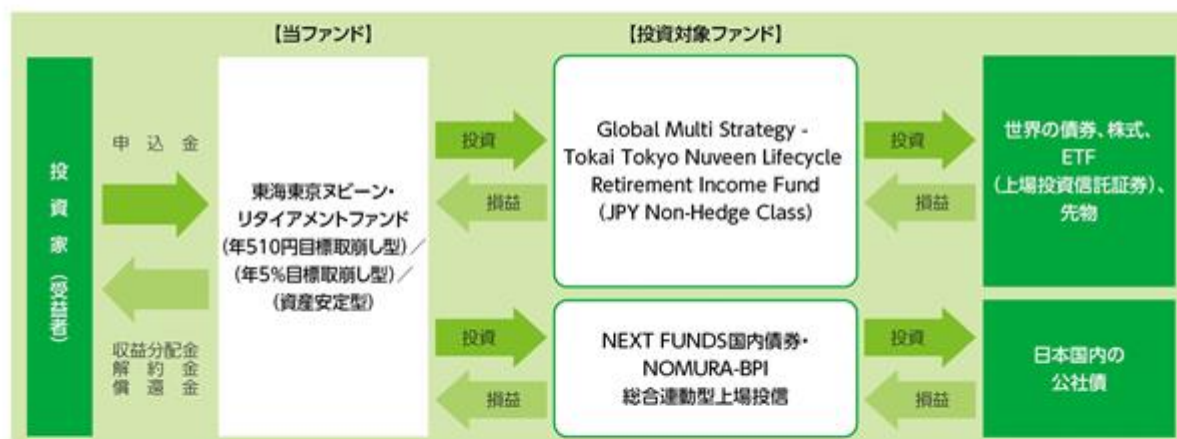
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

- i 主として株式に4割程度、債券に6割程度の資産配分を基本とするGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資を通じて、安定的な収益の獲得を目指します。なお、株式と債券の資産配分は変更される場合があります。
- ii Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- iii 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



※投資対象ファンドについて、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

繰上償還について

- ・1万口当たりの基準価額（支払済み分配金を加算しません）が3,000円を下回った場合には繰上償還します。
- ・主たる投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合または外国投資信託の分配方針変更等により主たる投資対象の商品としての同一性が失われる場合には繰上償還します。

運用プロセス

運用チームは資産配分の決定から、投資対象ファンドの選定まで行います。リスク管理は投資政策委員会で行います。

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。



※上記は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)の直接利用は行いません。ただし、組入投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用については、実質的に価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。

分配方針

年510円目標取崩し型／年5%目標取崩し型

年6回、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・「年510円目標取崩し型」の収益分配金額は、各決算時の受益権において1万口当たり85円（税引前）相当を目標として委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・「年5%目標取崩し型」の収益分配金額は、各決算時の基準価額に対して年率5%（各決算時0.83%）相当の分配を目標として委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、目標とする収益分配金額どおりの分配を必ず行なうものではなく、分配自体を行わないこともあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※「年5%目標取崩し型」は決算日の基準価額に対して定率で分配を行うことから、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配が続く場合には分配金の金額は小さくなっていきます。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- ▶ 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



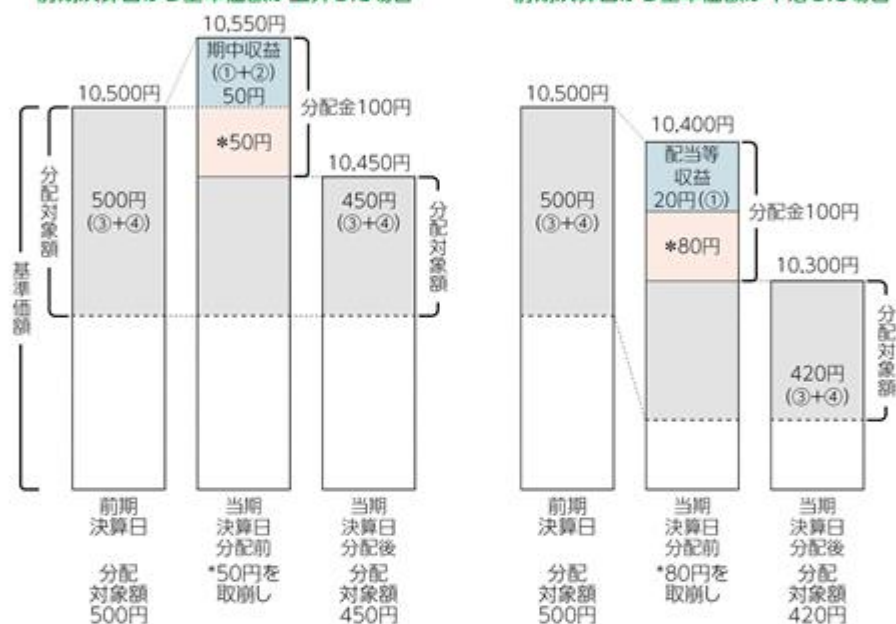
ファンドの純資産 → 分配金

- ▶ 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ▶ 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

*元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

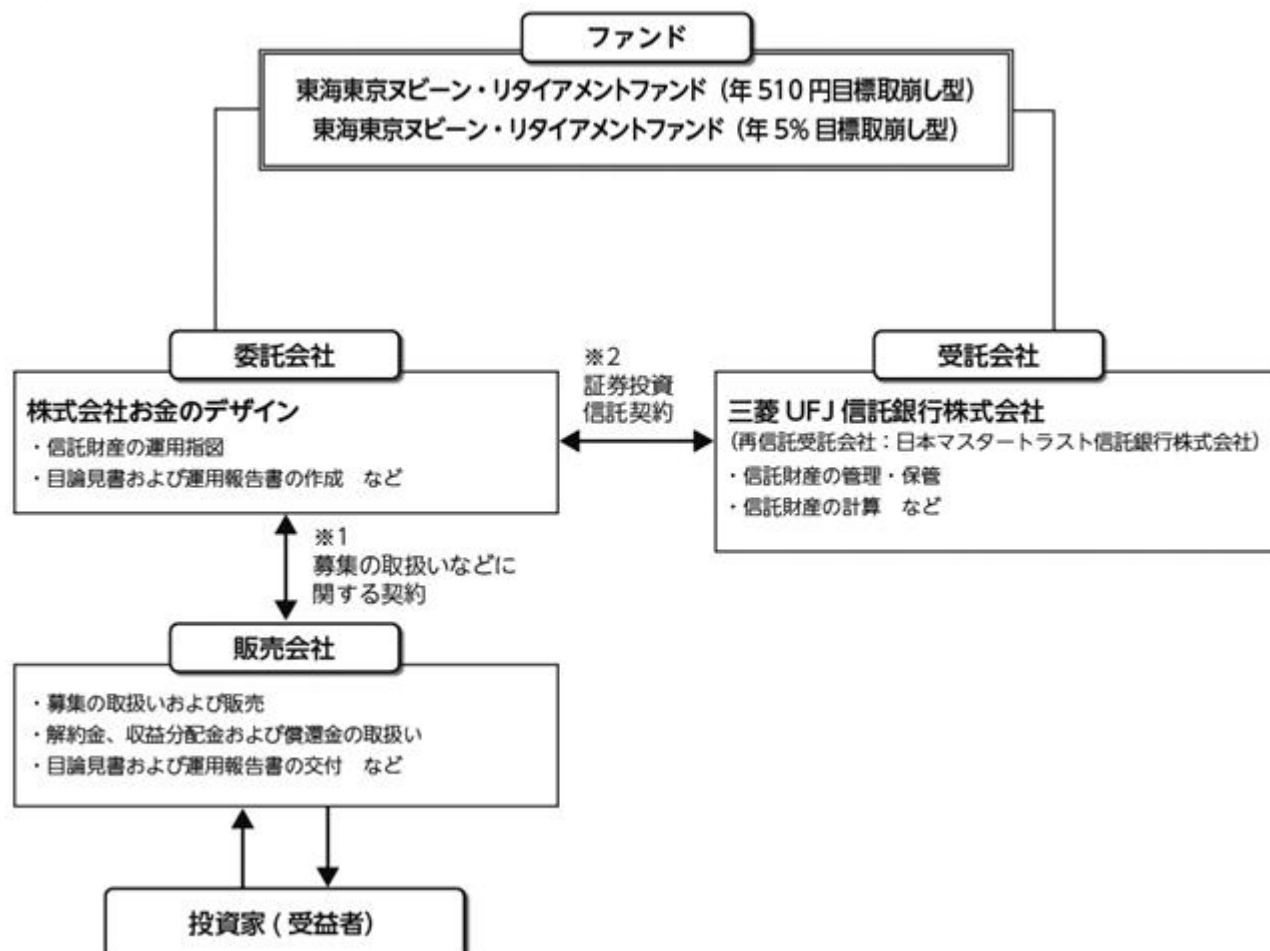
(2) 【ファンドの沿革】

2025年 2月 3日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》



② 委託会社の概況（2024年9月末現在）

1) 資本金

200,394,930円

2) 沿革

2013年8月 : 会社設立

2014年9月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第2796号）

2015年12月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

2016年11月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

2021年9月 : 第一種金融商品取引業を廃止

2023年12月 : 東海東京アセットマネジメント株式会社を完全子会社化

2024年5月 : 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）の登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2-5-1	A種優先株式 57,571株 B種優先株式 10,244株 C種優先株式 21,565株 E種優先株式 168,010株 X種優先株式 18,220株	33.43%
谷家 衛	Belmont, Auckland, New Zealand	普通株式 159,985株 B種優先株式 6,000株	18.79%
シンプレクス・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	X種株式 46,397株	5.25%
廣瀬 朋由	東京都豊島区高田2丁目16番13号	普通株式 33,500株	3.79%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 主要な投資対象の投資比率は、通常の状態においてはGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class) 外国投資信託受益証券への投資を中心とします[※]が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各受益証券の収益性および流動性ならびにこの投資信託の資金動向等を勘案のうえ投資比率を決定します。
※ 通常の状態においては、Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class) 外国投資信託受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundへの投資を通じ、世界各国の債券、株式等に実質的に投資します。なお、Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fundは株式に4割程度、債券に6割程度の資産配分を基本としますが、当該資産配分は変更される場合があります。
- ③ NEXT FUNDS国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信への投資を通じ、わが国の公社債に実質的に投資します。
- ④ 各受益証券への投資比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に投資比率の変更を行なう場合があります。
- ⑤ 主要な投資対象を通じて実質的に投資する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

円建てのGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class) 外国投資信託受益証券（運用：Nuveen Asset Management, LLC）および円建てのNEXT FUNDS国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信の投資信託受益証券を主要な投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権
 - ハ) 約束手形
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主としてGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class) 外国投資信託受益証券およびNEXT FUNDS国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信の投資信託受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) コマーシャル・ペーパー
 - 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。以下同じ。）
 - 3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要(2024年12月6日現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要対象とします。下記の概要は2024年12月6日現在のものとなり、今後変更される場合があります。なお、下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象から除外される場合があります。

<Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class)>（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

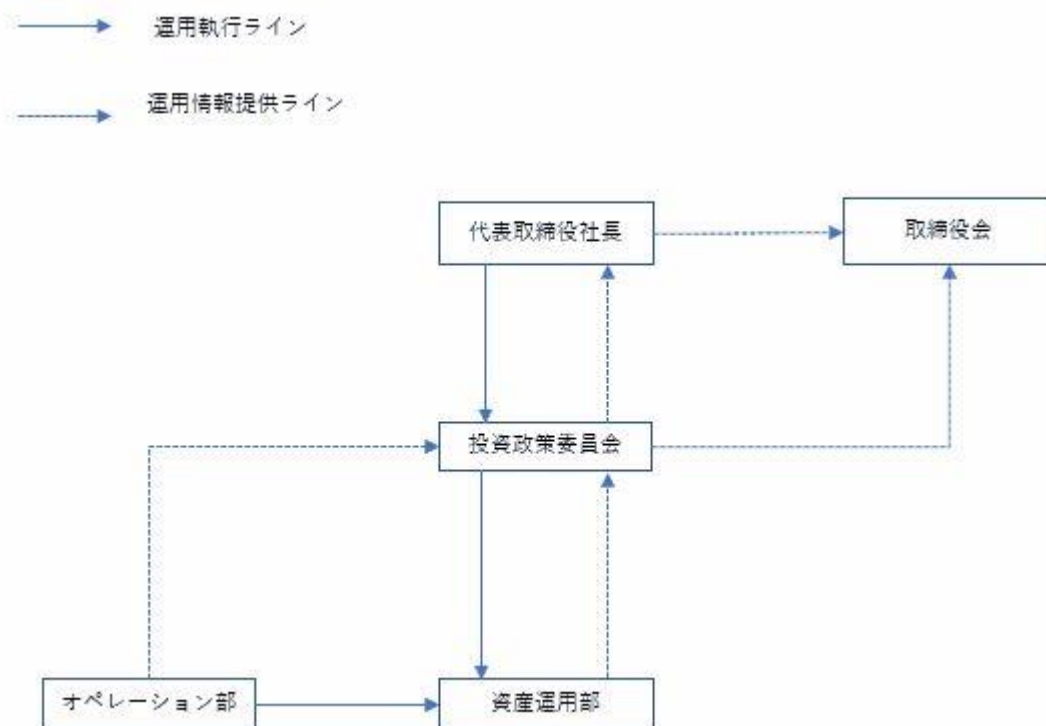
運用の基本方針	
基本方針	インカム・ゲインの獲得を主としながら、キャピタル・ゲインの獲得にも焦点をあて、長期にわたり高いリターンの獲得を目指します。
主な投資対象	米国株式、米国以外の先進国株式、新興国株式、米国発行体による債券、米国以外の発行体による債券、ETF（上場投資信託）、先物、その他現金及び現金同等物を主要な投資対象とします。
投資方針	① 主として、分散されたポートフォリオへの投資により、当ファンドの投資目的の達成を目指します。 ② 長期にわたり、当ファンドの約40%を株式、約60%を債券に配分することを想定しています。これらの目標配分は、投資マネジャーの裁量により、時間の経過とともに変更される場合もあります。 ③ 株式および債券資産クラス内において、当ファンドの資産を特定の市場セクター（米国株式、国際株式、債券、短期債券、インフレ連動債券）に配分します。
主な投資制限	① 株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。 ② 非流動性資産に対する投資比率は純資産総額の15%以内とします。
収益分配	各分配基準日において決定する一口当たりの金額（分配金額）を支払うことになります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ※分配基準日とは、2025年4月から始まり、各年の2月、4月、6月、8月、10月、12月の20日（20日が営業日でない場合は直後の営業日）を指し、かつ／または、投資マネジャーと協議の上、受託会社が随時決定するその他の日付になります。
ファンドに係る費用	

運用管理報酬	年0.35%とします。 その他報酬 ・受託会社報酬：年0.01%（最低年額 20,000米ドル） ・管理会社報酬：年0.08%（最低年額 40,000米ドル） ・FX計算代理人報酬：年0.01% ・FXマネジャー報酬：年0.01% ※上記のほか、保管費用がかかりますが、運用状況等により変動することがあり事前に料率等を示すことが出来ません。また、当ファンドが投資するETFの運用管理報酬がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.2%とします。
その他の費用など	ファンドの設立に係る費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の会計、監査、税務、法律顧問などに要する費用、資産の保管などに要する費用、郵便、印刷などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息はファンドから支払われます。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
その他	
運用会社	Nuveen Asset Management, LLC（ヌビーンアセットマネジメント・エルエルシー）
信託期間	基本信託証書の日付（2015年7月23日）より149年後に満了する期間が終了した場合に終了します。
決算日	毎年12月の最終ファンド営業日（最初の決算日は2025年12月最終ファンド営業日）

<NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信>

基本情報	
基本方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）（対象指数）に連動する投資成果を目指します。
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託報酬	0.07%（税込0.077%）
分配支払い基準日	毎年3月7日、9月7日（年2回）
上場日	2017年12月11日
上場市場	東京証券取引所

（３）【運用体制】



- ① 「投資政策委員会規則」に基づき、資産運用部管掌役員、資産運用部長、コンプライアンス部長、資産運用に係るアカデミック・アドバイザーを構成員とし、事業開発部管掌役員、オペレーション部管掌役員、内部監査部長及び常勤監査役を必要に応じてオブザーバーとして構成される投資政策委員会を設置する。
- ② 同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。
- ③ 資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。
- ④ オペレーション部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、それに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行う。

<組入れ銘柄の選定基準>

基本的には、以下の点を検討し、投資対象としてファンドを選定する。

- ① ファンドの投資戦略（運用目標、運用方法、リスク水準、投資対象など）
- ② ファンド及びファンドマネジャーの運用実績
- ③ ファンドの流動性
- ④ ファンドの経費率

<運用業務・責任内容>

- 代表取締役社長
 - ・適切な運用体制の確保及び監督
- 投資政策委員会
 - ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
 - ・運用成果の分析
 - ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理
- 資産運用部
 - ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
 - ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
 - ・ポートフォリオリスクのモニタリング
 - ・ガイドラインを遵守した運用

○オペレーション部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

※上記体制は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

年6回、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

※2025年5月12日の初回決算日より分配することを目指します。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、目標とする収益分配金額どおりの分配を必ず行なうものではなく、分配自体を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- 4) 収益分配金額は、委託会社が以下の目標に基づき決定します。
（年510円目標 取崩し型）各決算時の受益権において1万口当たり85円（税引前）相当
（年5%目標 取崩し型）各決算時の基準価額に対して年率 5%（各決算時 0.83%）相当
収益分配は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず、目標に基づき継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行うことがあります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
なお、（年5%目標 取崩し型）は決算日の基準価額に対して定率で分配を行うことから、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配が続く場合には分配金の金額は小さくなっていきます。

※分配の一部または全部が投資元本の取崩しとなる場合があります。

※委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の直接利用は行いません。ただし、各受益証券等におけるデリバティブ取引の利用については、実質的に価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りします。

- 6) 委託者は、信託金を、主としてGlobal Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class) 外国投資信託受益証券およびNEXT FUNDS国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信の投資信託受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 7) 公社債の借入
- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に係るものに限ります。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたっては、現金により担保を提供する指図を行なうものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- 8) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 資金の借入
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）、収益分配金の支払資金の手当て（再投資に係るもの以外は、収益分配金の支払いに応ずるための資金手当てを講じてもおお不足額が生じる場合に限るものとします。）、または事故処理に伴う資金手当て（受益者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係るもの限り、かつ投資信託財産に借入れ金利を負担させないもの限り）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ロ) 資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 前号以外の収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の支払額（分配金の支払いに応ずるための資金手当てが可能な額を除きます。）の範囲内
 4. 事故処理に伴う資金手当てにあたっては、投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲内
- (ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、以下の各号のいずれかとします。
1. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの期間
 2. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間
 3. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間
- (ニ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- (ホ) 前項以外の収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、以下の各号のいずれかとします。
1. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの期間
 2. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日事故処理に伴う資金手当てまでの期間
 3. 受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間
- (ヘ) 事故処理に伴う資金手当てのための借入期間は、投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の期間とします。

（ト）借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は、事故処理に伴う資金手当ての場合を除き、受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、主として投資対象ファンドへの投資を通じて、株式、債券およびそれらに投資する上場投資信託証券（ETF）等を実質的な投資を行いますので、組入れ対象資産の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク（株式市場リスク）

投資対象ファンド等において株式に投資をする場合、内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落し株価が下落することがあります。また株式の発行企業の事業活動や財務状況等によって株価が下落することがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 価格変動リスク（債券市場リスク）

投資対象ファンド等において債券に投資を行う場合、債券は一般に内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。これらの債券価格の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの基準価額に大きく影響します。

④ 先物リスク

投資対象ファンド等において、ヘッジ目的および投資対象資産を代替する目的のため先物に投資することがあります。先物市場では参照する現物有価証券や指数等の変動に伴い損失を被ることがあります。また、先物市場は必ずしも参照する現物有価証券や指数等との連動が保証されている訳ではなく、それらの変動と異なる動きにより損失が生じることがあります。先物取引所は日中に値幅制限等の取引制限を設けることがあり、制限に掛かった場合にはその後の取引が制約を受けることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 信用リスク

投資対象ファンド等において、投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

投資対象ファンド等において、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買が出来なかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑦ カントリーリスク

投資対象ファンド等において、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合。または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。新興国市場にも投資を行うため先進国に比べて、新興国市場への投資はこれらのリスクが高いことが想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜分配金に関する留意点＞

- ① 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ② 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ③ 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

＜その他の留意事項＞

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、主たる取引市場において市場環境が急変した場合や大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

（２）リスク管理体制

投資政策委員会で投資リスク管理を行います。
具体的業務としては資産運用部が以下を管轄します。

- １）ポートフォリオのモニタリング
- ２）運用プロセスのチェック
- ３）運用経過・結果の把握
- ４）組入状況等のチェック
- ５）取引執行能力、運用ガイドラインの把握
- ６）信用リスクおよび取引コスト等のチェック

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。
コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値	-	9.5	12.4	19.4	5.5	6.1	8.8
平均値	-	14.1	20.9	11.1	1.5	5.2	6.8

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.20%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.232%（税抜1.120%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.232% （税抜1.120%）	0.440% （税抜0.40%）	0.770% （税抜0.70%）	0.022% （税抜0.02%）

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

なお、ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等がファンドの純資産総額に対して年率0.46%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。したがって、実質的な信託報酬率は年率1.692%（税込）程度となります。

上記は料率が把握できる費用の合計であり、別途、保管費用等がかかります。そのため、実質的な負担はこれらの報酬を加えたものとなります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められているものもあり、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。

なお、主な投資対象の外国投資信託は2024年12月6日時点では未設定となり、純資産総額の規模等により組入れるETFの組入銘柄、比率等が変動するため組入れるETFの管理費用は含んでおりません。

詳しくは、「2 投資方針 （２）投資対象 投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご参照下さい。

実質的な信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。投資信託振替制度に係る費用、法定書類、販売用資料等の作成、印刷、提出、交付等に要する費用、公告費用、監査費用、計理事務等に係る費用、その他これに準ずる費用であり諸費用に含めることが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

※これらの費用^{*}は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

^{*}当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することが出来ません。

※委託者は、当該費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

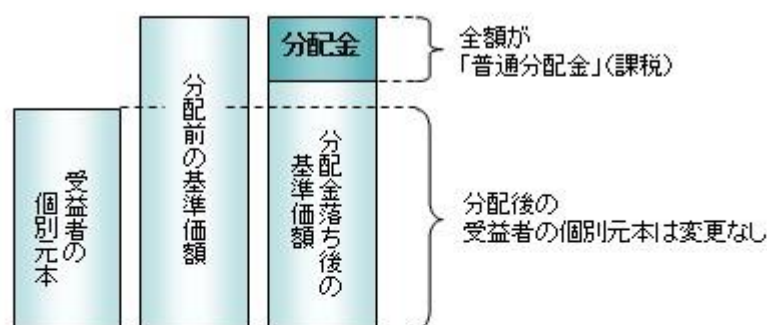
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

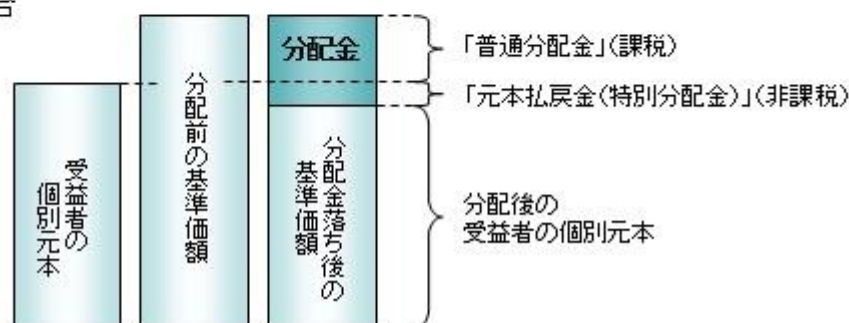
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

運用実績

2024年12月6日現在

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

●最新の運用の内容等は、委託会社のホームページで開示することを予定しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

販売会社によっては、当ファンド間の「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）によるファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。また、スイッチングの際には、換金時と同様の税金および申込時と同様の申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額がかかりますのでご注意ください。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

① 当初申込期間

当初申込期間の最終日（2025年1月31日）の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

② 継続申込期間

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日に該当する場合、毎年12月24日、取得の申込みの受け付けを行わないものとして委託会社が定める日は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日に該当する場合、毎年12月24日、換金の申込みの受け付けを行わないものとして委託会社が定める日は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

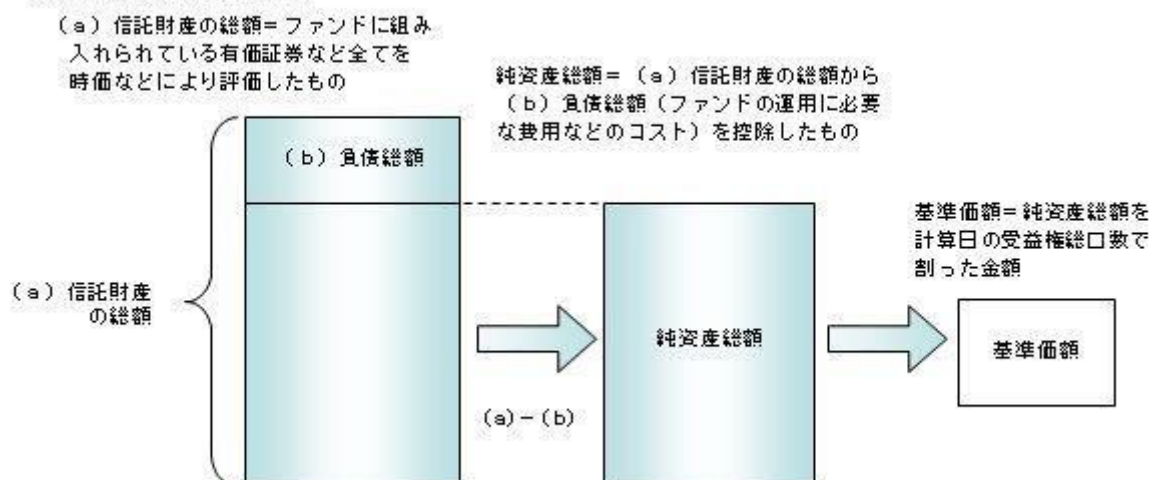
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2025年2月3日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

※ただし、第1計算期間は2025年2月3日から2025年5月12日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）１万口当たりの基準価額（支払済み分配金を加算しません）が3,000円を下回った場合
 - ロ）主たる投資対象とする外国投資信託（Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund (JPY Non-Hedge Class)）が信託を終了する場合または当該外国投資信託の分配方針変更等により主たる投資対象の商品としての同一性が失われる場合
 - ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ２）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ３）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

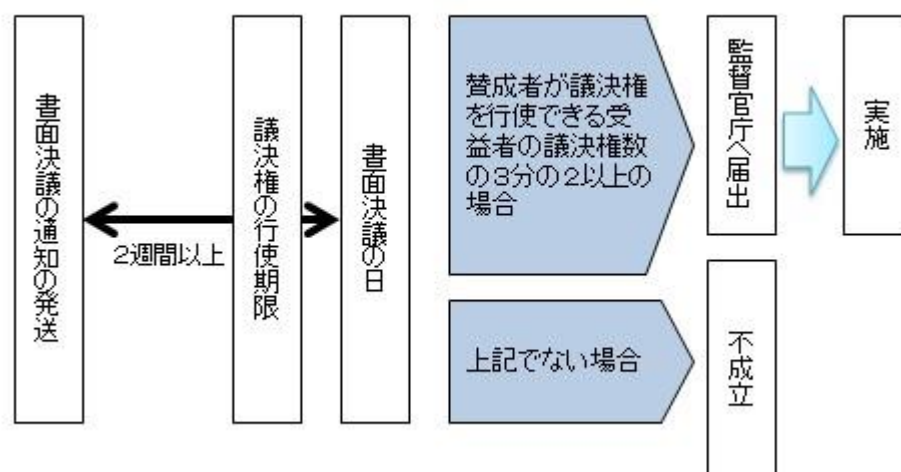
③ 信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）ファンドの運用は、2025年2月3日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- （2）ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- （3）委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1 【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額	2024年9月末現在	資本金	200,394,930円
		発行可能株式総数	普通株式1,000,000株 A種優先株式100,000株 B種優先株式200,000株 C種優先株式100,000株 D種優先株式100,000株 E種優先株式350,000株 X種株式85,000株
		発行済株式総数	普通株式221,166株 A種優先株式75,125株 B種優先株式154,691株 C種優先株式81,456株 D種優先株式74,972株 E種優先株式191,531株 X種株式84,283株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2024年5月1日	200,394,930円（100,000,000円）

（２）会社の意思決定機構（2024年9月末現在）

・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A種株主総会、B種株主総会、C種株主総会、D種株主総会、E種株主総会、X種株式総会、共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

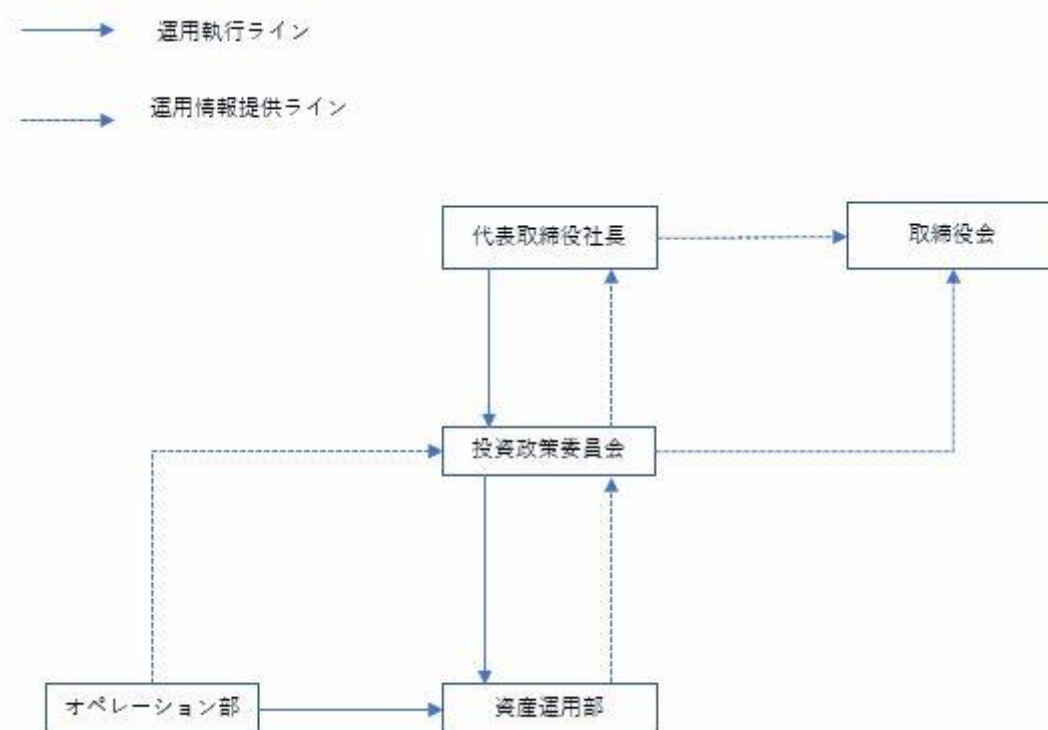
・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、株主総会において選出された3名以上の取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

（３）運用の意思決定プロセス（2024年9月末現在）

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。



<運用業務・責任内容>

○代表取締役社長

- ・適切な運用体制の確保及び監督

○投資政策委員会

- ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
- ・運用成果の分析
- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理

○資産運用部

- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・ポートフォリオリスクのモニタリング
- ・ガイドラインを遵守した運用

○オペレーション部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業および当該証券投資信託の受益証券の募集または私募（第二種金融商品取引業）も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年9月30日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	61,257
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	61,257

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）及び第11事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,385,375	616,986
契約資産	49,207	—
売掛金	5,555	5,258
未収消費税等	43,247	1,225
その他流動資産	66,195	84,415
流動資産計	1,549,580	707,884
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	255,376	255,376
器具・備品	39,816	40,531
減価償却累計額	△40,886	△72,051
有形固定資産計	254,306	223,857
無形固定資産		
ソフトウェア	43,097	196,459
ソフトウェア仮勘定	356,707	401,559
その他無形固定資産	1,267	1,021
無形固定資産計	401,071	599,040
投資その他の資産		
投資有価証券	6,608	7,007
関係会社株式	—	404,038
敷金	113,522	113,522
その他	3,273	1,852
投資その他の資産合計	123,404	526,419
固定資産計	778,783	1,349,318
資産合計	2,328,363	2,057,203

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,706	13,704
未払金	316,922	329,784
未払法人税等	4,319	3,800
その他流動負債	10,996	11,892
流動負債計	345,945	359,181
固定負債		
資産除去債務	65,120	65,282
繰延税金負債	19,812	17,765
固定負債計	84,932	83,048
負債合計	430,878	442,229
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
その他資本剰余金	—	288,518
資本剰余金合計	12,023,924	12,312,442
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△10,122,760	△10,802,397
利益剰余金合計	△10,122,760	△10,802,397
自己株式	△108,342	—
株主資本合計	1,892,821	1,610,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	358	623
評価・換算差額等合計	358	623
新株予約権	4,305	4,305
純資産合計	1,897,484	1,614,973
負債純資産合計	2,328,363	2,057,203

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	443,716	575,751
委託者報酬	397,026	338,874
ソフトウェア開発売上高	114,593	141,960
その他営業収益	99,275	186,797
営業収益計	1,054,611	1,243,384
営業費用		
支払手数料	255,648	313,741
広告宣伝費	32,818	7,224
調査費	70,393	66,985
販売促進費	14,975	8,738
ソフトウェア開発売上原価	60,493	38,113
営業雑経費	8,747	8,038
通信費	5,836	5,036
諸会費	2,911	3,002
その他営業費用	12,000	12,000
営業費用計	455,077	454,840

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
一般管理費		
給料	703,027	666,922
役員報酬	88,516	72,626
給料手当	614,510	594,296
法定福利費	79,203	78,932
福利厚生費	5,581	6,036
採用教育費	31,691	22,189
業務委託費	606,578	447,286
交際費	6,561	4,315
消耗品費	30,944	1,738
旅費交通費	7,972	7,602
不動産賃借料	102,804	94,537
減価償却費	65,913	89,668
租税公課	969	4,352
諸経費	11,833	12,622
一般管理費計	1,653,080	1,436,204
営業損失（△）	△1,053,545	△ 647,661
営業外収益		
受取利息	18	8
受取賃貸料	132	—
償却債権取立益	25,302	—
雑収入	14,318	49,170
営業外収益計	39,771	49,178
営業外費用		
為替差損	1,615	3,859
その他	6,945	23
営業外費用計	8,560	3,882
経常損失（△）	△1,022,335	△ 602,364

（単位：千円）

		前事業年度	当事業年度
		（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
特別損失			
減損損失	※	—	75,652
特別損失計		—	75,652
税引前当期純損失（△）		△1,022,335	△ 678,017
法人税、住民税及び事業税		4,319	3,800
法人税等調整額		△2,181	△ 2,181
当期純損失（△）		△1,024,473	△ 679,636

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295
当期変動額							
当期純損失	—	—	—	△1,024,473	△1,024,473	—	△1,024,473
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△1,024,473	△1,024,473	—	△1,024,473
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△10,122,760	△10,122,760	△108,342	1,892,821

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△1,024,473
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,405	△3,405	—	△3,405
当期変動額合計	△3,405	△3,405	—	△1,027,878
当期末残高	358	358	4,305	1,897,484

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	12,023,924	—	12,023,924	△10,122,760	△10,122,760	△ 108,342	1,892,821
当期変動額								
当期純損失	—	—	—	—	△ 679,636	△ 679,636	—	△ 679,636
自己株式の処分	—	—	288,518	288,518	—	—	108,342	396,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	288,518	288,518	△ 679,636	△ 679,636	108,342	△ 282,775
当期末残高	100,000	12,023,924	288,518	12,312,442	△ 10,802,397	△10,802,397	—	1,610,045

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	358	358	4,305	1,897,484
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△ 679,636
自己株式の取得	—	—	—	396,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	264	264	—	264
当期変動額合計	264	264	—	△ 282,510
当期末残高	623	623	4,305	1,614,973

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを行なう義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の報酬金額を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを行なう義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

当社が請け負うソフトウェア開発案件は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、受注金額に関わらず、ごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、下記のとおりです。

（固定資産の減損）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	254,306千円
無形固定資産	401,071千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えるため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUM*の積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

*顧客からの預かり資産残高

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	223,857千円
無形固定資産	599,040千円
減損損失	75,652千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えるため、減損損失の認識は不要と判断しております。なお、一部のソフトウェア仮勘定については、開発方針を変更したことに伴い今後の使用見込みがなくなったため減損処理を行いました。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUMの積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

（市場価格のない株式等の評価）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 404,038千円

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当該関係会社株式は、東海東京アセットマネジメント株式会社（以下、「TTAM」という）の株式を取得した際に計上したものです。

取得原価をもって貸借対照表価額としております。TTAMの株式は市場価格のない株式であり、当該株式が財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が必要となります。当事業年度は、実質価額の著しい低下による減額の要否を判定した結果、実質価額の著しい低下は認められず、減損処理は不要と判断しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額の著しい低下とは、実質価額が取得原価に比べて概ね50%以上低下した場合と定めております。実質価額は、純資産額に超過収益力等を加味したものです。超過収益力等には、将来の事業計画に対する経営者の見積り要素が含まれております。具体的には主としてTTAMの売上高であり、将来のAUM積み上げ予測等に基づいております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

超過収益力等の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 減損損失

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	キャッシュマネジメントシステム	自社利用ソフトウェア	72,052
東京都千代田区	ファンドラップポイント投資運用システム	自社利用ソフトウェア	3,600
合計			75,652

当社は、投資運用事業の単一事業のため、事業用資産については単一のグルーピングを行っております。キャッシュマネジメントシステムについては、開発方針を変更したことに伴い今後の使用見込みがなくなったため、減損損失を計上しております。ファンドラップポイント投資運用システムについては、プロジェクトが中止となったことを受けて、今後の使用見込みがなくなったため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、開発方針の変更により、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定については、ゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)	21,565	—	—	21,565
合計(株)	21,565	—	—	21,565

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年 度末残高 （千円）
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 末	
新株予約権	普通株式	3,000	200	—	3,200	—
ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	46,030	200	1,450	44,780	4,305
合計		49,030	400	1,450	47,980	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

（変動事由の概要）

第21回新株予約権の失効による減少	300株
第26回新株予約権の失効による減少	1,150株
第28回新株予約権の発行による増加	200株
第29回新株予約権の発行による増加	200株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株) (注)	21,565	—	21,565	—
合計(株)	21,565	—	21,565	—

(注) C種優先株式の自己株式の株式数の減少21,565株は、TTAMの全株式の取得に伴う対価として譲渡したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
新株予約権	普通株式	3,200	—	—	3,200	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	44,780	—	8,700	36,080	4,305
合計		47,980	—	8,700	39,280	4,305

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

(変動事由の概要)

第1回新株予約権の失効による減少	6,000株
第18回新株予約権の失効による減少	300株
第21回新株予約権の失効による減少	800株
第26回新株予約権の失効による減少	200株
第27回新株予約権の失効による減少	1,200株
第28回新株予約権の失効による減少	200株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度(2023年3月31日現在)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)
1年内	98,930
1年超	74,197
合計	173,128

当事業年度(2024年3月31日現在)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	当事業年度 (2024年3月31日)
1年内	74,197
1年超	—
合計	74,197

（金融商品関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

敷金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。当該債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況を確認しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	113,522	113,522	—
資産計	113,522	113,522	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、「売掛金」、「預り金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	6,608

*非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,385,375	—	—	—
売掛金	5,555	—	—	—
合計	1,390,930	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有しておりません。

(注2)長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上関連性のある企業の株式であります。

敷金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。当該債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

②市場リスク（株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券及び関係会社株式を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況を確認しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。市場価格に基づく算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	113,522	113,522	—
資産計	113,522	113,522	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、「売掛金」、「預り金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	411,045

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	616,986	—	—	—
売掛金	5,258	—	—	—
合計	622,244	—	—	—

（注）満期のある有価証券は保有しておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式404,038千円）については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）については、記載対象に含めておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(*2)に記載のとおりであります。)

当事業年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）については、記載対象には含めておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(*2)に記載のとおりであります。)

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	58,822	—	—
合計	58,822	—	—

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権（ストック・オプション）	第5回新株予約権（ストック・オプション）	第6回新株予約権（ストック・オプション）	第13回新株予約権（ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	法人株主の代表者 1名 社外協力者 1名	社外協力者 1名 当社従業員 2名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式6,000株 （注）1	普通株式13,284株	普通株式3,992株	普通株式150株
付与日	2013年12月1日	2015年7月29日	2015年11月5日	2017年2月9日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年12月2日 至2023年12月1日	自2017年7月30日 至2025年7月29日	自2017年11月5日 至2025年11月5日	自 2017年2月9日 至 2027年2月8日

	第18回新株予約権（ストック・オプション）	第19回新株予約権（自社株式オプション）	第21回新株予約権（ストック・オプション）	第23回新株予約権（ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	取引先 1社	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式300株	普通株式3,000株	普通株式19,400株	普通株式800株
付与日	2018年3月14日	2018年3月14日	2018年11月12日	2019年5月16日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年3月14日 至2028年3月13日	自2018年5月31日 至2028年5月30日	自2018年11月12日 至2028年11月11日	自2019年5月16日 至2029年5月15日

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式20,500株	普通株式10,150株	普通株式3,400株	普通株式200株
付与日	2021年6月30日	2021年7月15日	2021年10月19日	2022年7月20日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2031年6月30日	自 2021年7月15日 至 2031年7月14日	自 2021年10月19日 至 2031年10月18日	自 2022年7月20日 至 2032年7月19日

	第29回新株予約権（自社株式オプション）
付与対象者の区分及び人数	取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式200株
付与日	2022年7月20日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年7月20日 至 2032年7月19日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2014年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. （1）対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。
- （2）前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年3月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション) (注)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	6,000	1,384	346	150
付与	—	—	—	—
失効	6,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	1,384	346	150
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第18回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (自社株式オプション)	第21回新株予約権 (ストック・オプション)	第23回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	300	3,000	4,200	300
付与	—	—	—	—
失効	300	—	800	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	3,000	3,400	300
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
権利確定前（株）				
前事業年度末	20,500	8,000	3,400	200
付与	—	—	—	—
失効		200	1,200	200
権利確定	—	—	—	—
未確定残	20,500	7,800	2,200	—
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
権利確定前（株）	
前事業年度末	200
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	200
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）2014年3月25日付株式分割（1株につき、1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 （ストック・オプション）	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）	第13回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	700	10,122	10,122	18,548
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第18回新株予約権 （ストック・オプション）	第19回新株予約権 （自社株式オプション）	第21回新株予約権 （ストック・オプション）	第23回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	20,099	20,099	29,760	29,760
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—	—

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	10,000	29,760	29,760	29,760
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—	—

	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
権利行使価格（円）	29,760
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	—

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,817,895千円	3,057,985千円
減損損失	28,679	7,764
その他	1,627	1,794
繰延税金資産小計	2,848,201	3,067,544
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△2,817,895	△3,057,985
将来減算一時差異等の合計に係 る評価性引当額	△30,306	△9,559
評価性引当額小計	△2,848,201	△3,067,544
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△181	△314
資産除去債務	△19,631	△17,450
繰延税金負債合計	△19,812	△17,765
繰延税金負債の純額	△19,812	△17,765

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金（※1）	—	—	438,648	395,064	640,637	1,343,544	2,817,895
評価性引当額	—	—	△438,648	△395,064	△640,637	△1,343,544	△2,817,895
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金（※1）	—	438,648	395,064	640,637	511,111	1,072,523	3,057,985
評価性引当額	—	△438,648	△395,064	△640,637	△511,111	△1,072,523	△3,057,985
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(株式取得による子会社化)

取得による企業結合

当社は、2023年12月11日開催の臨時取締役会において、TTAMの全株式を取得することを決議し、2023年12月29日付にて全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業	東海東京アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

②企業結合を行った主な理由

本件により当社が完全子会社化するTTAMは、東海東京証券株式会社および東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が提携する金融機関との合併証券会社を通じ、主に富裕層向けに、ファンドラップ（対面おまかせ資産運用サービス）を提供しています。一方で当社はこれまで、主に資産形成層向けに、ロボアド（デジタルおまかせ資産運用サービス）を提供してまいりました。

本件完了後は、これまで両社が、それぞれの事業領域で培った強みを相互補完的に活用し、「ファンドラップのロボアド化」を推進する計画です。対面サービスの丁寧なコミュニケーションや安心感はそのままに、デジタル技術の活用によって利便性や運用クオリティを大幅に強化し、富裕層向けサービスであるファンドラップの革新的なモデルチェンジを目指します。

具体的には、アプリによるロボアド基本機能（パフォーマンスや残高の確認、追加投資、解約、積立設定、コース変更、シミュレーション、アプリ経由での情報提供等）の提供を計画しています。また、ロボアドエンジンを活用したカスタム性強化や投資対象拡大、API接続による他金融サービスとの連携等、様々な機能拡張を検討しています。そして、そうした新しい機能・強化された機能を、アプリのアップデートによりご活用いただく「進化するサービス」への転換を実現します。

③企業結合日

2023年12月29日（みなし取得日2023年12月31日）

④企業結合の法的形式

第三者割当による自己株式を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が第三者割当による自己株式を対価とする株式取得により、TTAMの議決権の100%を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価	396,860千円
取得の対価	当社C種株式 21,565株

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

株価算定及び法律相談に対する報酬等 7,177千円

(4) 企業結合日（みなし取得日）に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	210,164千円
固定資産	159,024千円
資産合計	369,188千円
流動負債	231,388千円
固定負債	13,424千円
負債合計	244,813千円

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	64,957千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	162
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,120

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	65,120千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	162
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,282

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	営業収益	関連するセグメント名
CHEER証券株式会社	170,284	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（２）子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	CHEER証券 株式会社	東京都 中央区	100,000 千円	金融商品 取引業	—	システム 開発受託	ソフトウェ ア開発売上 高	109,773	契約 資産	49,207

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア開発売上高には、消費税等が含まれておらず、契約資産の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引価格その他の取引条件は、業務内容等を勘案して両者協議の上決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	Asuka Global Pet. Ltd.	シンガ ポール	100,000 シンガ ポールド ル	コンサル ティング 業	—	役員の兼 任	投資有価 証券売却	58,822	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社取締役会長谷家衛氏が議決権の100%を所有しております。
2. 当社が保有していた、GAX MD SDN BHDの株式を売却しております。売却価格については、独立した第三者による株式価値算定報告書を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 株主	東海東京 フィナン シャル・ ホールディ ングス株式 会社	東京都 中央区	360億円	投資金融 サービス 業	21.95%	関連 会社	株式 譲受・自己 株式譲渡 (注)	396,860	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

TTAMの全株式の取得にかかるものであり、当該株式の取引価格及び自己株式の譲渡価格については、独立した第三者による株式価値算定報告書を勘案して決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
投資運用事業	千円	
運用受託サービス	443,716	575,751
委託業務サービス	397,026	338,874
ソフトウェア開発サービス	114,593	141,960
その他	99,275	186,797
顧客との契約から生じる収益	1,054,611	1,243,384
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,054,611	1,243,384

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	△9,733.37円	△10,280.64円
1株当たり当期純損失金額	△1,216.72円	△801.90円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注2）1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	1,897,484	1,614,973
純資産の部から控除する金額（千円）	10,092,911	10,492,898
うち新株予約権	4,305	4,305
うちA種優先株式	260,984	260,984
うちB種優先株式	1,509,938	1,509,938
うちC種優先株式	1,110,858	1,510,845
うちD種優先株式	1,506,862	1,506,862
うちE種優先株式	5,699,962	5,699,962
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	△8,195,426	△8,877,924
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた普通株式数	841,993 株	863,558 株

（注3）1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失（千円）	△1,024,473	△679,636
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額（千円）	△1,024,473	△679,636
期中平均株式数	841,993株	847,532株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	59,891株	65,430株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類（新株予約権の数49,430個）。	新株予約権10種類（新株予約権の数39,280個）。

（注4）当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、残余財産の分配に優先的な権利を有する株式の払込金額を純資産の部から控除しています。

（後発事象）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

新株予約権による増資

2024年5月1日に第25回新株予約権（有償ストック・オプション）の一部について以下のとおり権利行使がありました。

(1) 行使された新株予約権の個数	19,666個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式19,666株
(3) 行使の総額	196,660千円
(4) 資本金増加額	100,394千円
(5) 資本準備金増加額	100,394千円

（注）1. (4) 資本金増加額及び (5) 資本準備金増加額には、新株予約権の振替額2,064千円がそれぞれ含まれております。

2. 上記の新株予約権の行使による新株の発行の結果、2024年5月1日現在の発行済み株式総数は883,224株、資本金が200,394千円、資本準備金は12,124,319千円 となっております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。当社は、2023年12月29日付で、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の子会社である東海東京アセットマネジメント株式会社の株式100%を取得し、同社を子会社化しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

当社の発行済株式総数の33.43%を保有している、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、販売会社である東海東京証券株式会社の発行済株式総数の100.00%を保有しております。

（2024年9月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ③ 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。
- (9) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

ファンドのポイント

1. 資産寿命を伸ばすことを目的とします。

それに合わせた決算・分配方法が異なる3つのファンドを用意します。

年510円目標取崩し型

奇数月の10日において、目標分配額である年510円(各決算時85円) 相当に応じた分配を行うことで、計画的な資産の取崩しにご活用いただけます。

年5%目標取崩し型

奇数月の10日において、目標分配率の年5%(各決算時0.83%) 相当に応じた分配を行うことで、計画的な資産の取崩しにご活用いただけます。

資産安定型

資産寿命を伸ばすことを主眼とした運用を行います。

2. 主として「Global Multi Strategy - Tokai Tokyo Nuveen Lifecycle Retirement Income Fund」への投資を通じて、株式に4割程度、債券に6割程度の資産配分を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

3. 実質的な運用は、世界最大級の年金運用機関であるTIAAの資産運用部門である、ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーが行います。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2024年5月1日に第25回新株予約権（有償ストックオプション）の一部について権利行使が行われ、会社は新株式の発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。